

介 第 497 号

平成28年9月6日

各社会福祉法人代表者 様

大田市健康福祉部介護保険課長

( 指 導 監 査 係 )

社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者の安全の確保について (通知)

平素は社会福祉事業の推進につきまして、格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり島根県から通知がありました。

つきましては、通知の内容等についてご留意いただき、非常災害対策及び入所者等の安全確保対策に万全を期すようお願いいたします。

担当者 : 介護保険課 指導監査係 石田、細田  
TEL : 0854-83-8064  
FAX : 0854-84-9204  
Eメール : o-shidou@iwamigin.jp

地福第689号  
平成28年9月2日

各社会福祉法人代表者 様

島根県健康福祉部長  
(地域福祉課)  
(高齢者福祉課)  
(青少年家庭課)  
(子ども・子育て支援課)  
(障がい福祉課)

社会福祉施設等における非常災害対策及び  
入所者等の安全の確保について (通知)

このたび、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号による河川氾濫により、入所者9名の命が失われるという痛ましい災害が発生しました。

これを受け、厚生労働省から、入所者の安全確保を期すよう通知がありました。

もとより、社会福祉施設・事業所(以下、「社会福祉施設等」という。)は、高齢者、障がい者(児)、児童など非常災害時に特に配慮を要する者が利用していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策と非常災害発生時の適切・迅速な避難誘導等の措置を講ずる必要があります。

つきましては、下記事項に留意されるとともに、平成21年9月11日付け通知「社会福祉施設等における防災対策について」(別添写し)の各項目の点検に併せ、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険地区、浸水想定区域などの区域に所在しているか否か市町村に再確認していただき、非常災害対策及び入所者等の安全確保対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。

2. 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記1. の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。
3. 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。
4. 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。
5. 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。

雇児総発0901第3号  
社援基発0901第1号  
障 障 発0901第1号  
老 高 発0901第1号  
平成 28 年 9 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

#### 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について

昨日8月31日、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の入居者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

つきましては、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

なお、本通知は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、事実関係を確認した上で、再度通知する可能性があることを申し添えます。

#### 記

1. 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。
2. 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記1.の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。
3. 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。
4. 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。
5. 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。

地 福 第 8 8 1 号  
平成 2 1 年 9 月 1 1 日

各 市 町 村 長  
各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者  
隠 岐 広 域 連 合 長  
鹿 足 郡 養 護 老 人 ホ ー ム 組 合 長

様

島根県健康福祉部長  
( 地 域 福 祉 課 )  
( 高 齢 者 福 祉 課 )  
( 青 少 年 家 庭 課 )  
( 障 害 者 福 祉 課 )

#### 社会福祉施設等における防災対策について（通知）

今般、山口県内の特別養護老人ホームにおいて、集中豪雨による土石流により、多数の人命、財産が失われるなどの災害が発生したところです。

社会福祉施設・事業所（以下、「社会福祉施設等」という。）は、高齢者、障害者（児）、児童など非常災害時に特に配慮を要する者が利用していることから、火災をはじめ各種の災害に備えた十分な防災対策と非常災害発生時の適切、迅速な避難誘導等の措置を講ずる必要があります。

このため、かねてより防災対策に関する各種通知により、万全を期すよう指導を行っているところですが、さらに次の事項について、留意するとともに社会福祉施設等の防災対策に万全を期すようお願いします。

#### 記

##### 1 非常災害に関する具体的計画の点検及び整備

全ての社会福祉施設等は、各基準省令に基づき、「非常災害に関する具体的計画」を作成することとなっている。

については、「非常災害に関する具体的計画」が社会福祉施設等の立地条件など施設の実態や地域の状況を踏まえた内容となっているか点検し、必要な

措置を講ずること。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、①消防法施行規則に規定する消防計画 ②風水害や地震等の災害に対処する計画などが考えられること。

また、上記の計画は、それぞれ個別の作成を求めるものではなく、一体的に作成することとして差し支えないこと。

おって、計画の作成にあたっては、次の事項を参考にすること。

①緊急時の体制（連絡体制、避難誘導體制等） ②避難経路、避難場所等の確保 ③被災後の安全確認 ④市町村、医療機関等との協力・連絡体制の確保 ⑤その他

## 2 市町村及び関係機関との連携・協力体制の確立

### (1) 市町村との連携・協力体制

①社会福祉施設等は、市町村との連携を図り、市町村が定める避難場所や避難経路を確認するとともに、非常災害時の市町村との連絡体制を整備すること。

②社会福祉施設等は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所（国交省所管）、山地災害危険地区（林野庁所管）、地すべり危険地（農村振興局所管）として指定されている区域（市町村が指定の意向をもっている場合も含む。）に所在しているか否か市町村に確認すること。

特に、土砂災害警戒区域等にある社会福祉施設等については、土砂災害に対する備えにも十分留意すること。

### (2) 消防機関等との連携・協力体制

消防機関はもとより、地域住民などとの連携を密にし、施設や利用者等の実態を認識してもらうとともに、非常災害時の避難、消火等が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等が行う訓練への参加を要請するなど連携・協力体制を確立すること。

## 3 職員等の防災意識の高揚

災害対策については、職員、利用者等が日頃から防災意識を強く持つ必要があることから、社会福祉施設等の管理者は、職員、利用者等に対し、定期的に土砂災害など防災に関する研修等を実施し、防災意識の醸成を図ること。

## 4 避難訓練等の実施

### (1) 避難や消火等の訓練は、各基準省令等に基づき定期的に行うこと。

- (2) 夜間の災害の発生に備えて、利用者を安全に避難させる必要があることから、夜間又は夜間を想定した避難訓練を少なくとも年1回は行うこと。
- (3) 避難や消火等の訓練は、消防機関や地域住民などに参加を要請し、連携を図るよう努めること。

また、利用者が通所する社会福祉施設等においては、非常災害時に家族等の協力を求める場合があることから、必要に応じて利用者の家族等の参加を要請すること。

## 5 防災体制の整備

- (1) 社会福祉施設等の携帯電話に、「しまね防災メール」を登録するなど、情報の収集に努め、防災体制の充実を図ること。  
(登録方法は、別添を参照)
- (2) 社会福祉施設等は、非常災害に備えるため、避難場所や避難経路の確保や連絡体制を整備するとともに、職員及び利用者等に対して周知徹底すること。